

発行日：2015年4月30日

製品安全データシート

作成日：2015年4月27日

制定日：

1. 製品及び会社情報

製品名 : 可食インク (食品添加物) 青色
会社名 : 株式会社富士見技研
所在地 : 山梨県富士吉田市下吉田 5771
電話番号 : 0555-24-6600
FAX番号 : 0555-22-4400

2. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

内容成分及び重量パーセント	食用色素 (青色 1号)	3~6%
	グリセリン	20~30%
	プロピレングリコール	20~30%
	ローズマリン酸	0.05~0.1%
	グリセリン脂肪酸エステル	0.1~1%
	ショ糖脂肪酸エステル	0.1~1%
	精製水	40~60%

3. 危険有害性の分類

分類の名称 : 引火性液体
危険性 : 火気厳禁
有害性 : 労働安全衛生法 通知対象物
環境影響 : データなし

4. 応急処置

目に入った場合 : 直ちに清浄な水で 15 分以上洗眼する。
皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類や靴等を脱がせ、速やかに製品に触れた部分を清浄な水または微温湯で洗浄する。
多量に吸入した場合 : 直ちに鼻をかみ、うがいをさせ、新鮮な空気のある場所に移動させる。
飲み込んだ場合 : 水で口内を洗い、水または牛乳を与え、胃内を薄めてもよい。可能であれば指を喉に差し込んで吐き出させる。被災者に意識がない場合は口から何も与えてはならない。
以上の措置後、速やかに医師の手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火方法	: 適切な保護具を着用し、火元への燃焼源を断ち消化剤を使用して消火すること。関係者以外の立入りを禁止し、風上から複数人間が消化作業すること。
消化剤	: 多量の水または砂、二酸化炭素ガス/泡沫等
保護具	: 顔面を含む全身を保護し、呼吸を確保したもの。(耐火仕様が望ましい)

6. 漏出時の措置

	: 漏出場所の周辺にロープを張り、関係者以外の立ち入りを禁止する。
少量の場合	: ウェス等で拭き取る。
多量の場合	: 不活性物質に吸収させ化学物質廃棄用の容器に回収する。漏洩箇所を大量の水で洗い流す。廃液が河川等に排出され、環境への影響を起ささない様に注意する。作業中は保護衣を着用する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	: 換気のよい場所で行い、皮膚、粘膜、または着衣に触れたり眼に入らないように適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。また、容器を転倒させる、落下させる、衝撃を与える、または引きずる等の乱暴な取り扱いをしない事。
保管	: 容器は密閉し、異物の混入を避ける。高温になる場所および火気を避け、湿気を防いで冷暗所に保管する。開封後は速やかに密閉して冷暗所に保管する。
その他	: 労働安全衛生法の法令に定めるところに従う。
品質保証期間	: 納入後6か月(未開封で5℃~20℃の乾燥した冷暗所)

8. 暴露防止措置

設備対策	: 局所排気の設備、設備の密閉化、又は全体換気を適正に行う。取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄の為の設備を設置する。
保護具	: 状況に応じて以下の保護具を着用すること。 呼吸用保護具: マスク 保護眼鏡: 側板付き保護眼鏡(ゴーグル型または全面) 保護手袋: 不浸透性ゴム手袋 保護衣: ゴム長靴・ゴム前掛け(帯電防止仕様が望ましい)、作業服(長袖長ズボン)、帽子

9. 物理・化学的性質

外観等 : 青色の液体。

溶解性 : 水に難溶。

10. 危険性情報 (安定性・反応性)

: 引火性液体。通常の保管、取扱いの条件においては安定。

11. 有害性情報 (人についての症例、疫学的情報を含む)

: データなし。

12. 環境影響情報

分解性・蓄積性・魚毒性 : データなし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 焼却する場合、可燃性溶媒に溶解または混合し、再燃焼装置、スクラバーのついた焼却炉で燃焼させる。(焼却する場合はガスが発生するので、注意しながら少量ずつ、適切な設備で処分する)水処理する場合、水に溶解して活性汚泥法等の排水処理を行う。廃棄する場合、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に依頼し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関連法規、法令を遵守し、適正に処理する。

汚染容器・梱包 : 空の汚染容器・包装を廃棄する場合、内容物を除去した後、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に依頼し、廃棄物処理法及び関連法規・法令を遵守し、適正に処理する。都道府県及び市町村の法規・条例による廃棄の規則がある場合にはそれに従った廃棄処理を行うこと。

14. 輸送上の注意

: 運搬に際しては、容器の漏れのないことを確認して、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行うこと。特に高温多湿の場所及び直射日光に暴露される場所に長時間放置しないこと。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 危険物 引火性の物 通知対象物

船舶安全法 : 危告示 別表第5 引火性液体類 高引火点 引火性液体

食品衛生法 : 食品添加物 (使用基準 有)

使用基準 : 下記の食品には使用できません。

(1) 野菜,豆類,食肉,わかめ類,こんぶ類(これらの加工食品を除きます)。

(2) きなこ,しょう油,鮮魚介類(鯨肉を含む),茶,のり類,みそ,カステラ,魚肉漬物,鯨肉漬物,食肉漬物,スポンジケーキ,マーマレード,麺類(ワタを含む)。

食品への表示例 : ◇青色1号 ◇着色料(青1)

16. その他

引用文献 : 第7版食品添加物公定書解説書

- ① 危険・有害性の評価は必ずしも充分ではないので、取扱いには充分注意して下さい。
- ② この製品安全データシートは、当社の製品を適正にご使用頂くために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の手取扱いを対象としたものです。
- ③ 本製品は、この製品安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取り扱って下さい。
- ④ ここに掲載された内容は、現時点で入手できた情報やメーカー所有の知見ですが、これらのデータや評価は、いかなる保証もするものではありません。また、法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。